

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度：令和6年度】

※1～6: 所管課記入、7: 指定管理者記入、8～9: 指定管理者及び所管課記入、10: 指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県信濃学園	住所	松本市波田4417-8
		電話	0263-92-2078
		ホームページ	https://nagano-swc.com/shinano/

2 施設の概要

設置年月	昭和26年4月	根拠条例等	児童福祉施設条例
設置目的	児童の福祉を目的として、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を授ける。		
施設内容	障害児入所施設()内は定員 施設入所支援(30人)、短期入所(空床利用型)、日中一時支援、在宅障がい児等支援		
利用料金	児童福祉法又は障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成22年度	直営	
平成23年度～27年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成28年度～令和2年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和6年度(A)	令和5年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
194,031千円	187,664千円	6,367千円	
	増減理由	前年比3.4%増 施設修繕費が増加したため。	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> 入所利用者の入所に関する業務 入所利用者に対する保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27	26	26	329
令和5年度(B)	26	26	26	27	28	29	29	28	28	29	29	28	333
(A)/(B)	107.7	107.7	107.7	103.7	100.0	96.6	96.6	96.4	96.4	93.1	89.7	92.9	98.8
増減要因等	概ね変化なし。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	7,515	7,540	7,574	0	15,505	7,621	7,876	7,375	7,838	7,560	6,285	6,350	89,039
令和5年度(B)	6,629	6,693	6,606	6,284	7,066	6,566	6,745	6,559	6,523	10,154	6,680	7,045	83,550
(A)/(B)	113.4	112.7	114.7	0.0	219.4	116.1	116.8	112.4	120.2	74.5	94.1	90.1	106.6
増減要因等	R6.4～ベースアップ・処遇改善加算増額。7月分は月遅れ請求により、8月分と合算請求。3月1名減。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有・無	

(様式2)

(4)開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和6年度(A):365日 令和5年度(B):365日		有 <input checked="" type="radio"/> 無	

(5)サービス向上のため実施した内容

・保護者の同意を得て個別支援計画を年2回作成し、各月のスモールステップ目標を設定して支援をした。
・外部の専門家を招聘して作業療法を実施し、児童が安定した生活ができるよう努めた。
・在宅障がい児の家族支援等のために短期入所、日中一時支援、こまかさ教室を実施した。
・在宅の障がい児及びその家族への療育支援の場として「こまかさ教室」を企画したが希望者はいなかった。療育への関心を高めるための「こまかさ教室公開講座」を集合形式で実施した。
・職員の資質向上のため、意思決定支援、強度行動障がい従事者研修等の各種研修への派遣を積極的に行った。
・虐待防止・身体拘束適正化委員会を開催した。虐待防止・身体拘束に関する研修を行った。
・市町村、児童相談所、学校、医療機関、圏域障害者総合支援センターなどの関係機関とケア会議を開催し、利用者一人ひとりを支えるネットワークを構築した。
・利用者の健康状態を考慮した対応や利用者・家族の要望を反映させるよう給食業務委託業者と協議し、安全・安心な給食の提供をした。
個々の栄養ケア計画を年4回作成し、適正な栄養を摂取できるように努めた。

(6)その他実施した取組内容

・「利用者及びその保護者・家族に対する満足度調査」、「信濃学園職員によるサービス自己評価」を実施した。また、外部委員からなる「信濃学園福祉サービス評価委員会」を年3回開催し、運営に関する意見を求めた。苦情解決第三者委員(外部委員)2名を置き、必要に応じて助言を求めた。
・波田学院及び地域と締結している防災協定により、防災懇談会に参加し、地区の現状や困り感等を共有し、相互理解を深めて有事に備えた。
・ボランティアを受け入れることで地域の方々に活躍の場を提供した。また、実習生の受け入れを行い、地域の人的資源を開発、育成する機会を設けた。
・自然災害BCP、感染症BCP、安全計画に基づき、研修及び訓練を実施した。

(7)利用者の主な声及びその対応状況

利用者・保護者の声
①お忙しいとは思いますが、もう少し子どもの様子などの連絡をしていただけるとありがたいです。
②いつも子どもに寄り添い、支援していただきありがとうございます。
③もっとご飯を食べたいです。
④休日に家族と買い物に行きたいです。また、カラオケの日を増やしてほしいです。
⑤「トイレにいった時、みんなから見るところで支援されていませんか。」→22%の利用者が「いいえ」と回答(設問に対するコメントはなし)。

対応状況
①通院結果報告等の連絡に加え、月1回以上の定期連絡を行っていきます。
②職員は、「さわやか宣言21」(信濃学園職員行動指針)を念頭に支援にあたっています。今後も利用者の権利擁護に重点を置き、きめ細やかな支援ができるよう、引き続き配慮していきます。
③食事については栄養ケアを行っているところですが、利用者一人ひとりに応じた適正な食事量の設定に努めていきます。
④余暇時間では、ふれあいタイムを通して、社会体験ができる機会を設けています。利用者の希望が多いカラオケ等の行事を増やすよう努めるとともに、ご家族との外出等については、保護者へ利用者の意向を伝えるようにいたします。
⑤排泄支援に関しては、プライバシーへの配慮を強化し、個室トイレでの支援を徹底していきます。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書・仕様書及び事業計画書に基づき、利用者の豊かな日常生活と、在宅障がい児・家族に対して、療育支援事業を提供した。	・協定書、仕様書及び事業計画に基づき、適正に運営を行っている。	B
平等な利用の確保	・児童相談所の緊急性の判断に基づき入所受け入れを行うとともに、地域の緊急性の高い児童を優先し利用できる体制を整えている。	・平等かつ適正に新規入所者を選定するよう努めている。	B
利用者サービス向上の取組	・利用者の社会体験や経験を得る機会を大切に、外出や外食、調理実習の機会等を、学校の長期休暇をはじめ、週末など余暇に実施した。 ・地域生活移行に近い児童に関しては、公共交通機関の利用や地域資源(美容室・コンビニエンスストア)等の利用を行い、経験スキルを高めるとともに、地域生活を意識できるよう支援した。 ・外部評価の機会として、福祉サービス評価委員会及び苦情解決委員会を実施、事業報告・事業計画、利用者満足度調査及び職員の自己評価について報告を行い、サービス提供の透明化を図りつつ、外部評価の機会とした。	・体験学習を積極的に実施し、施設退所後の地域生活を見越した支援に取り組んでいる。 ・利用者満足度調査や外部委員による評価委員会等を実施し、利用者サービスの向上に取り組んでいる。	B
在宅障がい児支援	・日中一時支援事業や短期入所(緊急一時保護を含む)の受け入れを行い、地域生活の継続を支援した。定期的な利用も定着してきている。 ・在宅障がい児及び家族への療育相談の場として「こまくさ教室」を開催し、専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活等の各種相談に対応できる体制を整えている。 ・こまくさ教室公開講座は、集合研修で実施し、地域の支援者及びご家族の参加等あり好評を得た。 ・入所利用者に対して、作業療法を定期的実施し、発達の促進を図り、職員支援の幅を広げることにより支援の質の向上を図った。	・在宅障がい児及び家族のニーズに応じた支援を図っている。 ・「こまくさ教室」の開催を通じて、入所利用者に限らず、広く療育への支援を行っている。	B
職員・管理体制	・看護師を1名配置し、手厚い健康管理体制と専門性の高い支援体制を構築した。 ・管理栄養士による栄養ケアを取り入れ、食事への興味関心を深め、将来の食事・健康管理に関して利用者の食事知識の幅を広げた。 ・職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックを実施し、不調に対する早期対応に取り組んだ。 ・研修等を積極的に行い、人材育成を図った。	・必要な職種、人員を効率的に配置することにより、サービスの向上と経費の削減に努めている。 ・手厚い管理・支援体制を構築するため、積極的に人材育成に取り組んでいる。	B
収支状況	収入:297,214千円 支出:276,319千円 収支差額:20,895千円	・適正な収支状況である。	B
総合評価	・協定書・仕様書及び事業計画書に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営・定期報告及び事業報告を実施することができた。 ・サービスの向上に努め、県立施設としての役割を意識した運営に努めた。	・利用者サービスの向上に努めるとともに健全な事業運営を行っている。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月10日厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の最終報告が公表された。この報告書で示された方向性を踏まえ、今後の信濃学園の在り方及び長野県の障がい児療育(社会的養護機能・児童養護施設との連携強化等)の方向性の検討が必要である。 ・南寮の個室化・小規模化については、児童の安全の確保・療育面から、早急に進めていく必要がある。 ・強度行動障がいや自閉的傾向が強い利用者が増えてきたことに伴い、破損箇所も増えている。また、昭和59年に竣工された建物は老朽化が目立ち、毎年、改修が行われている。子どもたちの暮らす場として「快適さ」「家庭的環境」を求めするためには、効果的な改修を続ける必要があると同時に、改築や施設建て替えなどの検討が必要である。 ・行動障がい等により、成人施設等への地域生活移行が進まず、18歳以上入所者(いわゆる過齢児)となり、学園での生活を余儀なくされている児童が毎年いる。在学中から、見学・体験等実施しているが、卒業時に移行先が確保できないこともあるため、「新たな地域移行の枠組み」での関係機関の協議・連携の他、地域のセーフティーネットとしての「入所施設」の役割について、改めて県としての体制整備が必要である。 ・対人支援の現場として人権尊重の姿勢を常に維持するための職員教育・啓蒙と、職員の精神的なケアの充実が必要である。 ・ワークライフバランスの取れた職場を目指すためにも、人材の確保が急務であるが、慢性的な福祉人材の不足もあり、給与改定など実施したが必要な人材を補充できていない。 ・急速なIT化の中で、情報管理など一福祉事業所では対応できることが難しくなっている状況があり、セキュリティ対策等課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の福祉型障害児入所施設として、入所者、その家族(支援者)のニーズに適切に対応していく必要がある。 ・より家庭的な環境での生活支援に向け、個室化・小ユニット化への改修等を検討していく必要がある。 ・サービスの向上と安全で利用しやすい環境を提供するために施設等の計画的な修繕・改修等を行っていく必要がある。 ・18歳以上入所者の地域移行について、退所後においても切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設及び支援関係機関等と連携を密にした取組を行っていく必要がある。また、18歳までに確実に地域移行を完了させるため、学園内にとどまらず地域とより密に連携をとっていくことが求められる。 ・福祉サービスの向上及び職場環境整備(IT化に係る体制整備含む)のため、人材確保及び人材育成が急務である。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和5年11月14日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 社会体験事業の実施は、入所者の経験値を上げることができ、また、施設外で活動することは、地域住民にとっても共生の意識を高める良い機会である。</p> <p>2 築40年を過ぎる建物は、工夫をするにも限界がある。危険な箇所や劣悪な環境では、そもそも利用者や在宅者支援の向上は難しい。</p> <p>3 支援困難な利用者が増えて行く中で、個別的な支援の重要性はさらに増していくと思われる。</p> <p>4 特に行動障がい系、愛着障がい系の支援においては、養護学校にはない社会モデル的な支援が必要であり、それには信濃学園の支援が社会モデル化する必要がある。養護学校を変えるくらいの志の高さで支援の質の向上に励むべきである。</p>	<p>1 外出や近隣店舗等での買い物等は地域住民のとの良好な関係づくりや理解の促進の他に利用者の意思決定・社会経験としても有効と考え今後も継続していく必要があると考える。</p> <p>2 建物や設備は県の管轄であり、修理や改築、建て替えなどの検討を毎年お願いをしているところである。利用者が、安全で家庭的な雰囲気の中で成長できることを願っている。</p> <p>3 個別支援計画・毎月のスモールステップ目標など設定し、利用者の特性をアセスメントしながら、より適した支援を目指していく。</p> <p>4 支援の枠にとらわれず、個々の特性に着目し、利用者個々のストレングスを活かした支援を行うことを目指している。そのため、愛着障がい・行動障がい等への研修には、積極的に職員を派遣している。</p>	<p>1, 3, 4 県立施設として県内におけるセーフティーネットの役割を維持するため、地域全体や関係機関と連携している。</p> <p>2 指定管理者からの報告や施設への訪問により、修繕が必要な箇所等施設の実態を把握し、環境改善に努めている。</p>
<p>1 職員配置の充足が必要か。</p> <p>2 ワークライフバランスのとれた職場環境とするために、全国的に人材不足という状況ではあるが、県との連携によって職員不足状態の早期解消をすべき。</p> <p>3 労働時間の管理について、客観的な方法(タイムカード等)を検討すべき。</p> <p>4 老朽化した施設の管理や清掃を、職員が利用者等の支援に加えて行うことは厳しい。コロナが5類となったことから、業務委託を再開し、職員の心労の軽減を図る必要がある。</p>	<p>1, 2 ハローワークへの求人や派遣会社利用等、職員不足の解消に努めている。</p> <p>3 法人としての勤怠管理を検討している。</p> <p>4 必要な部分については、業務委託を継続していく。</p>	<p>1, 2 指定管理者と連携をとり、人員配置に注視していく必要がある。</p> <p>4 施設の修繕・環境整備に取り組み、職員の業務負担を軽減する必要がある。</p>

<p>1 収支状況を、当事業単独数値として、何かしらの証明が要るのではないかな。</p> <p>2 指定管理料の中に措置費が含まれており、純粋な指定管理料と措置費の内訳が明確ではない。管理料が有効に使われるように、職員がその自覚を持ち、どのような社会的な責任を果たしていくべきかを深く考えるべきである。勤務時間の有効活用を含め、総合的な研究が必要である。</p>	<p>1 会計規則に則り処理をしている。証明については、具体的な指示があれば対応していく。</p> <p>2 行動障がい、緊急性のある利用者の受け入れもあり、支援費のみでは加配の配置は難しい状況である。管理料の有効活用については、職員の支援技術向上のために専門的な各種研修を受講し、取得したスキルを外部へ発信できるよう、また地域に還元できるよう努力していく。地域から求められている学園としての役割が明確化される中で、学園のもつ機能を高めるよう努めていく。</p>	<p>2 令和7年度の指定管理者更新の公募の際に、指定管理料の算出方法を見直し、内訳を明確化する。</p>
<p>1 BCP作成においては、緊急時対応、災害対応、帰宅(職員の)マニュアルなど、要るのではないかな。</p> <p>2 老朽化の問題については、早急に解決すべきである。</p> <p>3 施設定員数にあった施設への建替えの必要を感じる。その時々改修をするだけでは根本的な解決にならないため、重度である利用者の個々の特性に対応可能で、家庭環境に近い施設設備を早急に整える必要がある。</p> <p>4 県内において、一時保護が必要な強度行動障がい児や重度の知的障がい児の受入れ体制が整っていない。県内唯一の福祉型障害児入所施設として、十分対応できるような体制への変更を求め。</p> <p>5 環境改善のために大規模修繕に取り組んではいるが、とても魅力的なハードになっているとは考えにくい。国の指針にもあるとおり、子どもたちの支援は、小集団の家庭的なハード、ソフトの中で実施されることが望ましい。それならば、大規模修繕ではなく、全面改築が求められると思う。</p>	<p>1 作成したBCPIについては、随時更新している。災害・感染症拡大時等の帰宅困難時には、別棟の利用なども可能としており、必要な対策を行っている。</p> <p>2, 3, 4 必要な修繕などは県に伝え、建て替えなどについても検討をお願いしている。利用者が安心できる、家庭的な雰囲気の中で、成長できることを願って、住環境の整備を行っている。県の障がい児施策、福祉計画なども含め、県の今後の方向性を合わせて検討する中で、利用者の特性を踏まえた建て替えの検討が必要と考える。短期入所や日中一時支援事業、一時保護事業等の要望に対しては、真摯に向きあっている。短期入所などを上手く活用いただく事で、地域生活の継続を支援したいと考えて、空床型での受入れについて工夫している。</p>	<p>1 大規模地震等発生時における施設の避難所等としての使用については、松本市及び指定管理者の役割分担を整理し、有事の際の必要事項を定めている。あらゆる事象について、引き続き松本市及び指定管理者と協議を行いながら緊急時・災害対応について、より明確にしていく必要がある。</p> <p>2, 3, 4 指定管理者からの報告や施設への訪問により、修繕が必要な箇所等施設の実態を把握し、環境改善に努めている。</p> <p>5 より家庭的な環境での生活支援に向け、個室化・小ユニット化への改修等を検討していく。現在個室化されていない南寮については、県において予算措置された場合に個室化の工事を行う予定である。</p>